

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	義務教育就学児の医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、義務教育就学児の医療費及び高校生等の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和5年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>1 目的 義務教育就学期及び高校生年代にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資するため。</p> <p>2 助成内容 小金井市内に住所を有する義務教育就学期及び高校生年代にある児童を養育している者等であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法その他規則で定める法令の規定により医療の給付を行う。ただし、次の者は、対象としない。生活保護を受けている者、規則で定める施設に入所している者及び児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者</p> <p>3 助成範囲 義務教育就学期及び高校生年代にある児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。</p> <p>4 所得制限 あり(ただし、小1～小6は無し)。ただし、令和5年10月からはなし。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第17号)第5条の規定による医療証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務</p> <p>②小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例第9条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	<p>1 義務教育就学児医療システム及び高校生等医療システム</p> <p>2 中間サーバー</p> <p>3 団体内統合宛名システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 義務教育就学児ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項(利用範囲)</p> <p>2 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年条例第44号)第4条第1項及び別表第1項番3</p> <p>3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成27年規則第66号)第3条第3項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第14項(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	子ども家庭部子育て支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小金井市子ども家庭部子育て支援課 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9839

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	対象人数 1,000人以上1万人未満 平成28年9月1日時点	対象人数 1万人以上10万人未満 平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年9月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成30年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	小金井市子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子育て支援課	事後	
平成30年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 梶野 ひづる	子ども家庭部子育て支援課長 梶野 ひづる	事後	
平成30年5月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭部子育て支援課長 梶野 ひづる	子ども家庭部子育て支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 4 所得制限	あり	あり(ただし、小1～小3は無し)	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	1 義務教育就学児医療システム 2 中間サーバー	1 義務教育就学児医療システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	(情報提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 4 所得制限	あり(ただし、小1～小3は無し)	あり(ただし、小1～小6は無し)	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	小金井市は、義務教育就学児の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	小金井市は、義務教育就学児の医療費及び高校生等の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ① 事務の名称	義務教育就学児の医療費の助成に関する事務	義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する事務	事後	
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	1 目的 義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資するため。	1 目的 義務教育就学期及び高校生年代にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資するため。	事後	
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	2 助成内容 小金井市内に住所を有する義務教育就学期にある児童を養育している者等であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法その他規則で定める法令の規定により医療の給付を行う。ただし、次の者は、対象としない。生活保護を受けている者、規則で定める施設に入所している者及び児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者	2 助成内容 小金井市内に住所を有する義務教育就学期及び高校生年代にある児童を養育している者等であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法その他規則で定める法令の規定により医療の給付を行う。ただし、次の者は、対象としない。生活保護を受けている者、規則で定める施設に入所している者及び児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	3 助成範囲 義務教育就学期にある児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。	3 助成範囲 義務教育就学期及び高校生年代にある児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。	事後	
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	4 所得制限 あり(ただし、小1～小6は無し)	4 所得制限 あり(ただし、小1～小6は無し)。ただし、令和5年10月からはなし。	事後	
令和5年9月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第17号)第5条の規定による医療証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 ②小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務	本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第17号)第5条の規定による医療証の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務 ②小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例第9条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務	事後	
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	1 義務教育就学児医療システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	1 義務教育就学児医療システム及び高校生等医療システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	事後	
令和5年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	